

基本事件 令和2年(ワ)第29号 損害賠償請求事件
令和2年(ワ)第172号 損害賠償請求事件
令和2年(ワ)第197号 損害賠償請求事件
令和2年(ワ)第348号 損害賠償請求事件

原 告 [REDACTED] 外23名

被 告 国 外2名

準備書面4

2021年1月25日

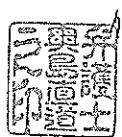
松山地方裁判所民事1部 御中

上記原告ら代理人 弁護士

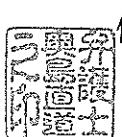
奥島 直道



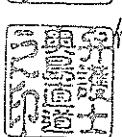
同 草薙 順一



同 西嶋 吉光



同 加納 雄二



同 湯川 二郎



同 八木 正雄



同 山中 真人



同 水野 泰孝





第1 原告 []に対する2020年1月24日付予備的変更の訂正

原告 []について、下記のとおり予備的請求の請求の趣旨については変更（交換的変更）し、請求原因については追加する。

記

請求の趣旨

- 1 被告国は、原告 []に対し、金140万円及びこれに対する2018年7月7日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。

請求の原因

原告 []に関しては、大洲市については請求をしていない。避難すること（運び出すこと）によって損害を免れることができた範囲については、家財の2割と考えるので、130万円である。弁護士費用の10万円を合わせると、140万円の損害となる。

第2 程明

- 1 被告国第2準備書面の35頁6行目から同頁20行目までの確認

「ダム事務所では、午前5時00分から50分までの間は、それまでの予測と同様に放流量が毎秒1000立方メートル程度と予測していたが、その10分後の6時00分になると、雨量予測が大きく変わって、放流量の予測が毎秒1750立方メートルになった。」という理解でいいのか。

- 2 ホットラインによる山鳥坂ダム工事事務所長からの連絡

鹿野川ダムを管理する山鳥坂ダム工事事務所長は、大洲市に対して、7月7日午前6時50分、毎秒6000立方メートルの放流見込みを伝えている。これは肱川洪水予測システムにおいて予測されたデータに基づいて伝えたのか。

- 3 大規模洪水と中小規模洪水の区別

大規模洪水の規模について、野村ダムでは毎秒1000立方メートル以上の



最大流入量、鹿野川ダムでは毎秒2000立方メートル以上の最大流入量と考えているようであるが、最大流入量だけを基準として大規模洪水と中規模洪水の区別を考えていたのか。最高流入量に達するまでの時間を考慮してはいないのか。

4 異常洪水時防災操作を開始してから、放流量が流入量と同じ流量になるまでの時間

ゲートを開いただけで、直ちに放流量が流入量と同じ流量になるとは思えないが、例えば、放流量が毎秒300立方メートルの場合に異常洪水時防災操作に入って、放流量が流入量と同じ1750立方メートルになるには、どのくらいの時間がかかるのか。

5 平成7年の洪水の原因について

平成7年の水害は、激甚災害に指定されるように、中規模洪水とされる割には被害が大きい。鹿野川ダムからの放流量が毎秒600立方メートル～800立方メートルだったと思われるが、小田川から最大毎秒何立方メートルの流入量があったのか。平成7年の水害について説明した文書が見当たらない。どのような原因であれだけの水害が生じたのか、原因について説明した資料の開示を求める。

